

吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2025 年 10 月 3 日

株式会社八十二銀行

株式会社長野銀行

吸収合併に係る事前開示書面

2025 年 10 月 3 日

長野県長野市大字中御所字岡田 178 番地 8

株式会社八十二銀行
取締役頭取 松下 正樹

長野県松本市渚二丁目 9 番 38 号

株式会社長野銀行
取締役頭取 西澤 仁志

株式会社八十二銀行（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社長野銀行（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会決議を経て、両行間で 2025 年 9 月 26 日付吸収合併契約書を締結し、2026 年 1 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に際し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づき、以下のとおり本合併に関する事前開示を行います。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併となります。

記

1. 吸収合併契約（会社法第 794 条第 1 項・第 782 条第 1 項）
別紙 1 「吸収合併契約書」のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号・第 182 条第 1 項第 1 号・同条第 3 項）
完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。
3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号・同条第 4 項）
該当事項はありません。

4. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 2 号・第 182 条第 1 項第 3 号・同条第 5 項）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

- (1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号・同条第 6 項第 1 号イ）

（※会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号ロに該当する事項はありません。）

吸収合併存続会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」（E D I N E T）によりご覧いただけます。

- (2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第 191 条第 3 号イ）

（※会社法施行規則第 191 条第 3 号ロ及び同条第 4 号に該当する事項はありません。）

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 2 のとおりです。

6. 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社において最終事業年度末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号イ・同条第 3 号ハ・第 182 条第 1 項第 4 号・同条第 6 項第 1 号ハ・同項第 2 号イ）

- (1) 吸収合併存続会社の最終事業年度末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容

①自己株式の取得

吸収合併存続会社は、2025 年 5 月 9 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、以下のとおり、自己株式を取得することについて決議しております。

<取得に係る事項の内容>

(ア) 取得対象株式の種類：普通株式

(イ) 取得する株式の総数：10,000,000 株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 2.16%）

(ウ) 株式の取得価額の総額：10,000,000,000 円（上限）

(エ) 取得期間：2025 年 5 月 12 日～2025 年 12 月 30 日

(オ) 取得方法：自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

②期末配当

吸収合併存続会社は、2025 年 6 月 23 日を効力発生日として、吸収合併存続会社の普通株式 1 株につき金 29 円 00 銭（総額 13,386,428,797 円）の剰余金の配当を行いました。

- (2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容該当事項はありません。

7. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号・第 182 条第 1 項第 5 号）

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。したがって、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはありと判断しております。

8. 事前開示開始日後の変更に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 7 号・第 182 条第 1 項第 6 号）

事前開示開始日後に、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項をただちに開示いたします。

以 上



吸収合併契約書

株式会社八十二銀行（以下「甲」という。）及び株式会社長野銀行（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本件合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本件合併」という。）を行う。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本件合併を行う当事会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：株式会社八十二銀行

住所：長野県長野市大字中御所字岡田 178 番地 8

(2) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社長野銀行

住所：長野県松本市渚二丁目 9 番 38 号

第3条（本件合併に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本件合併に際して、乙の株主に対する甲の株式又はこれに代わる金銭等の交付は行わない。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

甲は、本件合併により、資本金、資本準備金及び利益準備金を増加しない。

第5条（本件効力発生日）

本件合併の効力発生日（以下「本件効力発生日」という。）は、2026 年 1 月 1 日とする。ただし、甲及び乙は、本件合併の合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、別途協議の上、合意により本件効力発生日を変更することができる。

第6条（簡易合併及び略式合併）

- 1 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約についての株主総会の承認を得ないで本件合併を行う。
- 2 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本契約についての株主総会の承認を得ないで本件合併を行う。

第7条（会社財産の承継）

乙は、2025年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに本件効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を、本件効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後本件効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務執行及び財産の管理・運営を行い、本件合併に重大な影響を及ぼす事項（剰余金の配当を除く。）を行うときは、別途協議の上、合意により当該事項を行うものとする。

第9条（本件合併の条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本件効力発生日の前日までに、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態もしくは経営状態に著しく重大な変動を生じたとき、又は本件合併の実行に重大な支障となる事態もしくは著しく困難になる事態が生じたときは、別途協議の上、合意により本件合併の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、前条に基づき本契約が解除された場合又は本件合併に必要な法令に定める関係官庁の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定めるものの他、本件合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙にて協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、各当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 9 月 26 日

甲： 長野県長野市大字中御所字岡田 178 番地 8

株式会社八十二銀行

取締役頭取 松下 正樹



本契約締結の証として本書 2 通を作成し、各当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 9 月 26 日

乙： 長野県松本市渚二丁目 9 番 38 号

株式会社長野銀行

取締役頭取 西澤 仁志





第 6 6 期 (2 0 2 4 年 4 月 1 日 から)
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 まで

事 業 報 告

(計 算 書 類)

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

附 属 明 細 書

(監 査 報 告)

計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本

監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本

監 査 役 の 監 査 報 告 書 謄 本

株 式 会 社 長 野 銀 行

第 6 6 期（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）事業報告

1 当行の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果等

〔金融経済情勢〕

当期におけるわが国経済を顧みますと、社会構造の変化、経済の緩やかな回復、金融政策の転換、そしてインフレの再燃という複数の重要な要素が絡み合い、複雑な様相を呈しました。

社会面では、人口減少と高齢化が加速し、都市部への人口集中が継続する一方、働き方改革による「2024 年問題」が顕在化し、消費者の購買行動もインフレの影響を受けて変化しました。経済面では、緩やかな GDP 成長が見られたものの、労働者不足、物価高の影響等により、産業動向はセクターによってばらつきが見られました。金融面では、日本銀行が年初にマイナス金利政策を解除し、段階的な利上げを実施するなど、金融政策の転換期を迎えました。

こうした金融経済環境のもと、当行が営業基盤とする長野県の経済におきましては、観光業の回復と一部製造業の堅調さにより、緩やかな持直しの動きが見られました。観光業は、国内旅行の増加とインバウンドの回復により、観光需要に回復が見られました。製造業は、EV 関連、車載部品関連は堅調であるものの、原材料価格の高騰や世界的な需要の減速、特に中国経済の減速などにより、電機・電子や機械などで受注や生産に弱さが見られました。

長期金利は、10 年国債利回りを指標として見ると、日本銀行の金融政策の転換や、インフレ期待の高まりを反映し、上昇傾向を示しました。10 年国債利回りは、長らく低い水準で推移していましたが、1%を超える水準まで上昇し、一時 1.5%を超える場面もありました。2024 年度の日経平均株価は、7 月 11 日に終値として 42,000 円台をつけ史上最高値を更新しましたが、その後調整が進むなどボラタイルな動きが見られました。

〔事業の経過および成果〕

本年度は、2024 年度経営方針に基づき、「『八十二長野銀行』としての土台をつくり、お客さまと地域のお役に立つ」を基本方針とし、お客さまに統合効果を実感していただけるよう、八十二銀行との連携を通じて当行がこれまで取組んできた課題解決支援の強化、徹底に取り組みました。また、長野県に本店を置く唯一の銀行としての責任感を持ち、お客さま、地域、株主の皆さまにより良い価値を提供するため、両行職員が一体となり合併に向けた取組みを進めました。

○預金・貸出金・損益等

預金は、定期預金への金利上乘せ停止や大口公金定期の解約、八十二銀行への取引一本化等を要因として、期中 1,155 億 60 百万円減少し、期末残高は

8,741 億 51 百万円となりました。投資信託・保険等の預り資産は、為替および株式相場が軟調であったことによる投資信託残高の減少と保険の新規販売停止等を要因として、期中 53 億 22 百万円減少して期末残高は 731 億 58 百万円となりました。この結果、預金と預り資産の合計は 9,473 億 10 百万円となりました。

貸出金は、八十二銀行への取引一本化等による貸出金の減少等を要因として、期中 1,326 億 23 百万円減少し、期末残高は 5,035 億 63 百万円となりました。

有価証券につきましては、合併に向けたポートフォリオの見直しおよび政策保有株式の売却を進めた結果、期中 1,013 億 23 百万円減少して期末残高は 2,215 億 81 百万円となりました。

また、損益面につきましては、15 億 1 百万円の当期純損失となりました。
○業務・商品・サービス等

八十二銀行との合併に向け、当行の取扱商品は新規取扱いを段階的に停止した一方で、経営統合による効果を早期にお客さまに実感していただくため、様々な施策を実施しました。特に、両行のコンサルティング機能を掛け合わせてお客さま支援に取り組む共創プロジェクトでは、両行が一体となってお客さまの課題発掘と課題解決に取り組みました。

○地域への社会貢献活動

事業者のみなさまのサステナビリティ経営をサポートし、地域のサステナビリティ向上を実現するため、「SDGs 取組支援サービス」の提供を通じ、お客さまの SDGs への取組状況の確認、SDGs 宣言書の策定支援と課題解決支援に向けたソリューション提案を実施しました。

また、八十二銀行と共同で、長野県内企業とスタートアップ企業が協業し、オープンイノベーションにより新規事業の創出を目指す伴走支援型のアクセラレータープログラムである、「信州新規事業創出プログラム 2024」を開催しました。本プログラムを通じて、地域企業の課題解決を支援し、地域経済の活性化に取り組みました。

また、海外ビジネスや相続対策、特殊詐欺防止等のセミナーを両行が有するノウハウを持ち寄ることで、より満足度の高い内容とするため、共催しました。

【当行が対処すべき課題】

地域経済を取巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進展によって、地域社会基盤の弱体化、主要産業と地域経済の衰退、深刻な労働力不足などをもたらす恐れがあります。そのほかにも資源やエネルギーの安全保障、公的債務、賃金上昇、デジタル・トランスフォーメーションへの対応等、課題が山積しています。また、直近の米国の関税政策の転換は世界経済に多大な影響をもたらし、先行きの不透明感も生じています。

当行のお取引先企業も、労働力不足や国内市場の縮小、事業承継等、多く

の課題に直面しており、企業の持続性を保ち、発展してゆくためのニーズは多様かつ複雑化しています。地域金融機関にとって、地域経済の活性化に向けた取組みがより一層重要になると認識しています。

当行は、関係当局の許認可取得等を前提に、2026年1月1日に八十二銀行と合併し八十二長野銀行となる予定です。地域産業の更なる発展と地域住民のくらしの質の向上に貢献するとともに、経営基盤を強化し、「地域と共に成長できる銀行グループ」へと変革してまいります。

以 上

(2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
預 金	1, 073, 849	1, 080, 441	989, 712	874, 151
定期性預金	556, 443	537, 441	463, 360	381, 689
その他	517, 406	543, 000	526, 351	492, 462
貸 出 金	647, 880	695, 082	636, 186	503, 563
個人向け	217, 248	224, 147	226, 761	211, 986
中小企業向け	268, 726	309, 490	262, 933	176, 284
その他	161, 904	161, 444	146, 191	115, 293
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	395, 282	336, 003	322, 904	221, 581
国 債	32, 626	20, 829	129, 095	125, 719
その他	362, 656	315, 173	193, 808	95, 861
総 資 産	1, 259, 696	1, 127, 883	1, 023, 259	902, 100
内国為替取扱高	2, 692, 088	2, 977, 584	2, 949, 887	2, 513, 193
外国為替取扱高	百万ドル 169	百万ドル 130	百万ドル 100	百万ドル 40
経 常 利 益 (△は経 常 損 失)	百万円 1, 744	百万円 1, 495	百万円 △ 15, 851	百万円 △ 1, 513
当 期 純 利 益 (△は当 期 純 損 失)	百万円 1, 231	百万円 1, 057	百万円 △ 21, 631	百万円 △ 1, 501
1 株当たり当期純利益 (△は1 株当たり当期純損失)	136 円 28 銭	116 円 99 銭	△ 2, 386 円 11 銭	△ 165 円 46 銭

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 1 株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式総数で除して算出しております。

3 預金につきましては、譲渡性預金を含まない金額を表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	545 人
平 均 年 齢	40 歳 6 月
平均勤続年数	16 年 3 月
平均給与月額	378 千円

- (注) 1 使用人数には、臨時および嘱託は含まれておりません。
2 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3 平均給与月額は、3 月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
	店 うち出張所
長 野 県	52 (1)
東 京 都	1 (0)
合 計	53 (1)

- (注) 1 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を 54 か所設置しております。
2 営業所 53 店のうち 8 店はランチ・イン・ランチ方式（店舗内店舗方式）により他店舗内へ移転しており、店舗の拠点数としては 45 か所となっております。

ロ 店舗の移転・統合

移転・統合年月	対象店舗	受入店舗
2024 年 6 月	須坂南支店	須坂支店
2024 年 6 月	伊那東支店	伊那支店
2024 年 7 月	岡谷北支店	岡谷支店
2024 年 8 月	松本東支店	大名町支店

※2024 年 5 月、八十二銀行信州大学前支店を長野銀行松本北支店へ移転し共同店舗としました。

ハ 当年度新設営業所

当年度新設営業所はございません。

- (注) 1 当年度においては、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。
- ・須坂支店須坂南出張所
 - ・伊那支店伊那東出張所
 - ・岡谷支店岡谷北出張所
 - ・大名町支店松本東出張所
- 2 当年度においては、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。
- ・イトーヨーカドー南松本店出張所
 - ・井上デパート出張所
 - ・ながの東急ライフ出張所

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	42
---------	----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設

(単位：百万円)

内 容	金 額
本店サーバー室空調工事等	24
共同店舗ローカウンター等	3
ソフトウェア（自己資本比率算出システム）	15

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他
株式会社八十二銀行	長野市大字中御所 字岡田 178 番地 8	銀行業務	百万円 52,243	100.00 %	

(注) 1 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 議決権比率は、小数点第 3 位以下を切り捨てて表示しております。

ロ 子会社等の状況

該当事項はありません。

ハ 当行の重要な業務提携の概況

- (イ) 第二地銀協地銀 36 行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
- (ロ) 第二地銀協地銀 36 行、都市銀行 5 行、信託銀行 3 行、地方銀行 61 行、信用金庫 255 金庫（信金中央金庫を含む。）、信用組合 139 組合（全信組連を含む。）、系統農協・信漁連 552（農林中金、信連を含む。）、労働金庫 14 金庫（労金連を含む。）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
- (ハ) 第二地銀協地銀 36 行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバシクレポートサービスを行っております。
- (ニ) ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- (ホ) 株式会社セブン銀行との提携により、共同設置現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

特記すべき事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職
西 澤 仁 志	取 締 役 頭 取（代表取締役） （監査部担当）	八十二銀行取締役（非常勤）
大 沢 孝 一	常 務 取 締 役 （総合企画部、市場運用部、営業統括部、ソリューション営業部、事務部担当）	
金 木 和 久	常 務 取 締 役 （リスク統括部、総務部、人事部、融資統括部担当）	
縣 浩 幸	取 締 役 （営業統括部長）	
田 原 謙 治	取 締 役 （本店営業部長兼高宮支店長兼松本西支店長兼東京支店長）	
浅 井 隆 彦	取 締 役（非常勤）	八十二銀行取締役会長 会長執行役員
内 川 小百合	取 締 役（社外）	学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校 理事長・学校長、キッセイ薬品工業株式会 社社外取締役、アルピコホールディングス 株式会社社外監査役
井 口 彰	取 締 役（社外）	
野 本 博 之	取 締 役（社外）	公認会計士、野本公認会計士事務所代表 安曇野市監査委員
堀 川 伸 二	常 勤 監 査 役	
神 戸 美 佳	監 査 役（社外）	弁護士、神戸法律事務所所長、長野県公文 書審議会会長、株式会社ヤマウラ社外取締 役（監査等委員）、長野県人事委員会委員
轟 速 人	監 査 役（社外）	公認会計士、税理士、轟税務会計事務所所 長

- (注) 1 取締役内川小百合、井口彰および野本博之の3氏は社外取締役であります。
- 2 監査役神戸美佳および轟速人の2氏は社外監査役であります。
- 3 社外監査役轟速人氏は、公認会計士および税理士として財務ならびに会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 4 2024年6月19日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって、常務取締役宮崎幸男氏は辞任され、監査役降旗征一郎氏は退任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役	9 名	109	91	—	17
監査役	4 名	23	23	—	—
計	13 名	132	115	—	17

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 支給人数には、2024 年 6 月 19 日開催の第 65 期定時株主総会終結の時をもって辞任および退任しました取締役および監査役 2 名を含んでおります。
 3 上記以外に支払った兼務取締役の使用人としての報酬は 25 百万円であります。
 4 取締役の報酬等の額には、役員等株式給付信託（ＢＢＴ）報酬額（2024 年 4 月から 2025 年 3 月分）17 百万円を含めております。

ロ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、取締役会の決議によるコーポレートガバナンス基本方針において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めております。

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下のとおりです。

(イ) 基本方針

当行の報酬は、各職責を踏まえ、業績や経済・社会環境等を考慮した適正な水準とすることを基本方針とします。

(ロ) 報酬の割合

当行の取締役（社外取締役を除く。）の確定金額報酬、業績連動型報酬および株式給付信託（ＢＢＴ）の支給割合は、短期の業績目標達成と中長期的な企業価値向上を図るために適切な構成となるように割合を決定します。なお、各種類の報酬は、あらかじめ定めた範囲内に収めることとします。

(ハ) 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、コーポレートガバナンス基本方針に基づき、適切性、妥当性に関して、客観性と透明性を確保した上で次のとおり決定します。

- ・固定報酬である確定金額報酬については、2009 年 6 月 26 日開催の定時株主総会で決議した報酬総額（年額 180 百万円）の範囲内において、取締役については取締役会の決議により決定します。監査役については、確定金額報酬（年額 30 百万円）の範囲内において、監査役の協議により決定します。なお、当該決議時の取締役の員数は 10 名、監査役の員数は 4 名です。
- ・短期インセンティブ報酬である業績連動型報酬については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために各事業年度の当期純利益水準を業績指標とし、2009 年 6 月 26 日開催の定時株主総会で決議した報酬総額（当期純利益水準に応じて最大 50 百万円）の範囲内において、各取締役（社外取締役を除く。）の業績貢献度等を考慮し取締役会にて決定します。

当期純利益水準（単体）	報酬枠
～10 億円以下	—
10 億円超～15 億円以下	20 百万円
15 億円超～20 億円以下	30 百万円
20 億円超～25 億円以下	40 百万円
25 億円超	50 百万円

・中長期インセンティブ報酬としての株式給付信託（ＢＢＴ）については、2016 年 6 月 24 日開催の定時株主総会において導入を決議しています。3 事業年度ごとの対象期間に対して取締役へ当行株式等の給付を行うための株式の取得資金として150 百万円を上限に本信託に拠出し、当行が策定する中期経営計画の重要業績評価指標の一つである当期純利益の達成度に応じたポイント（株数）付与を行います。取締役会は取締役（社外取締役を除く。）個人別の付与ポイント数（1 ポイント＝1 株）を決議します。なお、当該決議時の取締役の員数は10 名（うち社外取締役は2 名）です。

また、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）が 2021 年 3 月 1 日に施行されたことに伴い、2021 年 6 月 25 日開催の定時株主総会において、株式報酬の株式数の上限を1 事業年度あたり 25,000 株（25,000 ポイント相当）に設定することを決議しています。

A 付与ポイントの算定について

付与ポイントの算定は、以下に掲げる取締役の役位に応じた基準ポイントに、中期経営計画に基づいた、業績連動係数を乗じることによって算出したポイントといたします。

基準ポイント数 ①	×	業績連動係数 ②
-----------	---	----------

B 基準ポイント数

基準ポイント数は、以下のとおりとなっています。

役 位	基準ポイント ①
取締役頭取	3,580
常務取締役	2,560
取締役	520

C 業績連動係数

業績連動係数については、中期経営計画における「当期純利益」の年度毎の達成水準に応じて定まる係数としております。

当期純利益達成率	2024 年度業績連動係数 ②
140%以上	1.4
100%以上 140%未満	1.0
100%未満	0.5

（二）報酬を与える時期

- ・確定金額報酬 毎月 23 日に支給
- ・業績連動型報酬 定時株主総会後に開催される取締役会にて決議後支給
- ・株式給付信託（ＢＢＴ） 退任時に支給

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
取締役 浅 井 隆 彦	会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、非業務執行取締役として任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
社外取締役 内 川 小百合	
社外取締役 井 口 彰	
社外取締役 野 本 博 之	
常勤監査役 堀 川 伸 二	会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、監査役として任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
社外監査役 神 戸 美 佳	
社外監査役 轟 速 人	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役および当行監査役	当行は、保険会社との間で、当行取締役および当行監査役の全員を被保険者とする会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。 当該保険契約の概要は、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および訴訟費用等を当該保険契約により填補するものであり、1 年毎に契約を更新しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
取締役 内 川 小百合	学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校理事長・学校長、キッセイ薬品工業株式会社社外取締役、アルピコホールディングス株式会社社外監査役 内川小百合氏ならびに学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校と当行との間には、預金等の取引があります。また、キッセイ薬品工業株式会社およびアルピコホールディングス株式会社と当行との間には融資等の取引があります。
取締役 井 口 彰	他の法人等の重要な兼職はございません。 井口彰氏と当行との間には、預金等の取引があります。
取締役 野 本 博 之	公認会計士、野本公認会計士事務所代表、安曇野市監査委員 野本博之氏と当行との間には、預金等の取引があります。
監査役 神 戸 美 佳	弁護士、神戸法律事務所所長、長野県公文書審議会会長、株式会社ヤマウラ社外取締役（監査等委員）、長野県人事委員会委員 神戸美佳氏と当行との間には、預金等の取引があります。株式会社ヤマウラと当行との間には融資等の取引があります。
監査役 轟 速 人	公認会計士、税理士、轟税務会計事務所所長 轟速人氏と当行との間には、預金等の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会および 監査役会への出席状況	取締役会および監査役会に おける発言その他の活動状況
取締役 内 川 小百合	11 年 9 か月	2025 年 3 月期の出席状況 取締役会 13 回開催 10 回出席	主に教育者ならびに学校経営者とし豊富な経験と見識を有しており、公正かつ客観的立場から適切な発言を行っております。 取締役会では女性活躍やダイバーシティおよび取引顧客としての視点から積極的な助言を頂いております。
取締役 井 口 彰	3 年 9 月	2025 年 3 月期の出席状況 取締役会 13 回開催 13 回出席	主に企業経営に携わってきた豊富な経験および知見を活かして、公正かつ客観的立場から適切な発言を行っております。 取締役会においては、企業価値の向上や経営戦略に関する積極的な助言を頂いております。
取締役 野 本 博 之	1 年 9 月	2025 年 3 月期の出席状況 取締役会 13 回開催 13 回出席	主に公認会計士としての専門的見地から、公正かつ客観的立場から適切な発言を行っております。 取締役会においては、当行の経営全般および財務会計に関する積極的な助言を頂いております。
監査役 神 戸 美 佳	13 年 9 か月	2025 年 3 月期の出席状況 取締役会 13 回開催 13 回出席 監査役会 13 回開催 13 回出席	主に弁護士としての専門的見地から、取締役会、監査役会において適切な発言を行っております。
監査役 轟 速 人	11 年 9 か月	2025 年 3 月期の出席状況 取締役会 13 回開催 13 回出席 監査役会 13 回開催 13 回出席	主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、取締役会、監査役会において適切な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6 人	17 (—)	—

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 () は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	30,000千株
	発行可能種類株式総数	普通株式 30,000千株
		A種優先株式 10,000千株
	発行済株式の総数	普通株式 9,074千株

- (注) 1 普通株式の発行可能株式総数は、発行可能株式総数 3 千万株から A 種優先株式の発行済株式総数を控除した株式数といたします。
- 2 発行済株式の総数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 普 通 株 式 1 名

(3) 大株主（普通株式）

発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる株主を記載しております。

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社八十二銀行	9,074 千株	100.00

(注) 持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第 3 位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。

(4) 当該事業年度中に職務執行の対価として当行役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 睦田 雅彦 指定有限責任社員 朽木 利宏 指定有限責任社員 石坂 武嗣	39	—

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当行監査役会は、取締役会、行内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

3 上記金額は「会社法」に基づく監査の報酬であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当行都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した

場合および公序良俗に反する行為があったと判断された場合、監査役会は当該会計監査人の解任または不再任について検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、当該会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることを決定します。

会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると判断された場合は、監査役会が当該会計監査人を解任します。

7 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会の決議により定め、業務の適正を確保する体制を整備しております。

＜業務の適正を確保するための体制の内容の概要＞

(1) 当行は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を次のとおり構築し、整備しています。

イ 当行は、「コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、社会的責任と公共的使命を果たす。」ことを、長期経営計画に基本方針として掲げています。

ロ コンプライアンスを実現するための具体的な規程、手引書として「コンプライアンス規程」および当行の役職員の行動の指針である行動規範を掲載した「コンプライアンス・マニュアル」等を整備し、具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実施しています。

ハ コンプライアンスに係る事項については、「コンプライアンス規程」において、統括責任者をリスク統括部担当役員、統括部署をリスク統括部コンプライアンス室と定め、一元的に管理するとともに、各部に、担当責任者および担当管理者を設置し、全行的なコンプライアンス態勢を整備しています。

ニ コンプライアンスに係る施策や方針、報告については「コンプライアンス委員会」での協議、報告を経て、常務会または取締役会で決議、報告することとしています。

ホ 代表取締役頭取および役付取締役は、取締役会、常務会のほか、役員協議会および各種委員会に出席し、法令等遵守態勢の確立および職務執行の意思決定に参画しています。

ヘ 使用人は業務の遂行に当たり、必要に応じて顧問弁護士のリーガル・チェックを受けるほか、会計監査人、税務顧問等の意見を聴取するなど、法令等遵守に努めています。

ト 当行はコンプライアンス・ホットラインを設置するとともに、「公益通報者保護法」に基づき「内部通報規程」を制定しており、使用人が法令等違反の情報を通報できる体制を整備しています。

チ 不祥事件や苦情等に対しては、「コンプライアンス・マニュアル」、「緊急時の対応に関するマニュアル」および「顧客サポート等管理規程」に基づいて直ちに役員に報告するとともに、迅速、かつ、適切に対応しており、また、その改善策を検討し、全職員に周知徹底しその再発防止に努めています。

リ 内部監査部門である監査部は、業務全般の内部管理態勢等の適切性、有効性を検証するため、「内部監査規程」に基づき、年度ごとに内部監査方針および内部監査計画を策定し、取締役会で決議し、全行に周知徹底した上で実施しています。

ス 反社会的勢力に対する取組については、社会的責任と公共的使命を果たすことを目的として、「コンプライアンス・マニュアル」および「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しており、反社会的勢力排除に向けた態勢を整備しています。

(2) 当行は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を次のとおり構築し、整備しています。

イ 当行は、取締役の職務の執行に係る情報・文書を、「本部事務分掌規程」および「事務取扱規程」に基づき、保存年限等を定めて管理しています。

- ロ また、当行は、「オペレーショナル・リスク管理方針」に基づき、情報資産を適切に保護するための基本方針である「セキュリティポリシー」および情報資産の具体的な運用および管理基準である「セキュリティスタンダード」を制定し、全行的なセキュリティ管理体制を整備しています。
- (3) 当行は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を次のとおり構築し、整備しています。
- イ 当行は、「統合的リスク管理方針」等に基づき、リスク管理を実現する具体的な施策や方針として、年度ごとにそれぞれのリスクごとの施策や方針等を策定し、各種委員会での協議を経て、常務会または取締役会で決議した上で実施しています。
- ロ リスク管理に係る具体的な規程として、「リスク管理規程」、「統合的リスク管理規程」等を定めており、これらの規程に基づき、各担当部が各種リスクを管理し、それぞれのリスクに応じ、各種委員会へ付議し、協議、報告を行った上、常務会または取締役会で決議、報告することとしています。また、半期ごとにリスク管理の状況を取締役会へ報告しています。
- ハ これらの委員会は、委員長を代表取締役頭取が務め、役付取締役および関連する部の部長が委員を務めています。また、常勤監査役もこれらの会議に出席し、取締役の業務執行およびその運営状況等を監視しており、リスク管理態勢の状況について、報告を聞くほか、協議事項に意見を述べるができる態勢となっています。
- (4) 当行は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制等を次のとおり構築し、整備しています。
- イ 当行は、「お客さまと株主の皆さまおよび従業員の幸福と繁栄のために全力を尽くします。」という経営理念のもとに、3年ごとの中期経営計画において、お客さま、株主、従業員、地域のステークホルダーに対してNo.1となり、その期待に応え、金融サービス業を通じて「必要とされ選ばれる銀行 ～長野県のマザーバンク～」となることを当行のめざす銀行像として掲げて、周知徹底しています。
- ロ また、当行は、年度ごとの経営方針において、中期経営計画に基づいて目標を設定し、各業務部門が目標達成に向けて職務を執行しています。実績については、半期ごとに取締役会へ報告しています。
- ハ 取締役は、職務の分担および権限等を取締役会において明確に定め、規程に則り効率的に職務を執行しています。
- (5) 当行は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項を次のとおりとしています。
- 当行は、監査役の職務を補助するための使用人については、「本部事務分掌規程」において、監査役会の運営に関する事務は、総務部を事務局と定めており、監査役から職務を補助する要請があった場合は、総務部職員がこれに対応しています。
- (6) 当行は、前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項を次のとおりとしています。
- 当行は、「監査役監査規程」において、監査役は使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めるほか、使用人の権限、使用人の属する組織などの独立性の確保に必要な事項を検討することとしています。
- (7) 当行は、(6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項を次のとおりとしています。
- 当行は、監査役の職務を補助するための使用人が、監査役の職務の補助を行っている間は、その職務を他の職務に優先させています。
- (8) 当行は、取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制を次のとおり構築し、整備しています。
- イ 取締役は、取締役会および常務会ならびにその他の重要な会議または委員会において、その担当する職務の執行状況を報告しています。一方、常勤監査役は、「監査役監査規程」に基づき当該会議または委員会に出席し、報告を受けることができる態勢としています。
- ロ 取締役は、法令に基づき、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告しなければならないこととしています。
- ハ 内部監査部門である監査部は内部監査結果について、コンプライアンス統括部門であるリスク統括部は営業店に対する苦情等について、それぞれ各部門の規程に基づき、取締役会へ報告するほか、常勤監査役へも報告しています。

- ニ 常勤監査役は、「監査役会規程」に基づき、自らの職務の執行の状況について監査役会に随時報告するとともに、監査役会の求めがあるときはいつでも報告することとしています。
- ホ 使用人は、「監査役監査規程」に基づく、常勤監査役による年度ごとの各部店への往査において、常勤監査役に職務の執行状況等を報告しています。また、「内部通報規程」に基づき、法令等違反の情報をコンプライアンス・ホットライン等の手段により、常勤監査役等に報告することとしています。
- (9) 当行は、前号の報告をした者等が当該報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを受けない体制を次のとおり構築し、整備しています。
- 当行は、「内部通報規程」を制定しており、前号の報告した者等が報告したことを理由として、報告者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執ることとしています。また、報告者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に基づいて処分を課すこととしています。なお、当期においては内部通報制度の運用面において一部改善の必要性が認められており、職員の安心感が一層醸成されるよう現在その取組みを進めております。
- (10) 当行は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項を次のとおりとしています。
- 当行は、「監査役監査規程」を制定しており、監査役の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上することとし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができることとしています。
- (11) 当行は、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築し、整備しています。
- イ 監査役の過半数は社外監査役とし、監査体制の中立性および独立性と透明性を高めています。
- ロ 株主総会へ付議する監査役選任議案の決定に当たっては、「監査役会規程」の定めにより監査役会において候補者についてあらかじめ協議しています。
- ハ 監査役および監査役会は、「監査役監査規程」に基づき、代表取締役頭取と定期的に会合し、銀行が対処すべき課題、銀行を取り巻くリスクのほか、重要な監査上の課題等について意見交換を実施しています。
- ニ 監査役および監査役会は、「監査役監査規程」に基づき、内部監査部門および会計監査人と会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見および情報の交換を行い、効率的な監査を実施しています。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保
- 定例取締役会を12回、臨時取締役会を1回開催しました。また、取締役会の権限移譲による決定機関として設置する常務会(53回)、コンプライアンス委員会(5回)、役員協議会(6回)、ALM委員会(5回)、オペレーショナル・リスク委員会(5回)、営業推進協議会(1回)、信用リスク委員会(29回)を開催しました。
- (2) リスク管理体制
- リスク管理規程等に基づき、各種リスク管理状況について半年ごとにALM委員会、オペレーショナル・リスク委員会、信用リスク委員会へ付議し、協議、報告を行った上、常務会および取締役会に報告しました。
- (3) コンプライアンス態勢
- 年度ごとにコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、コンプライアンス委員会等で進捗状況をモニタリング(2回)したほか、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力等との取引状況等についてコンプライアンス委員会(2回)で報告等を行い、その内容を取締役会に報告しました。
- (4) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等
- 当行は、定例監査役会を12回、臨時監査役会を1回開催しました。
- 常勤監査役は、取締役会、常務会および各委員会に出席することに加え、主要な稟議書の回付を受け、取締役および使用人の職務の執行状況を監査したほか、自らの職務の執行状況について、

往査報告（2回）を常務会に報告しました。

当行は、監査役会体制を社内監査役1名、社外監査役2名とし、監査体制の中立性および独立性と透明性に努めました。また、監査役および監査役会と代表取締役、内部監査部門および会計監査人との会合を定期的に開催し、積極的な意見および情報交換を行いました。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

第 6 6 期 末 （ 2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 現 在 ） 貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	170,252	預 金	874,151
現 金	12,828	当 座 預 金	21,285
預 け 金	157,423	普 通 預 金	458,874
有 価 証 券	221,581	貯 蓄 預 金	11,296
国 債	125,719	定 期 預 金	377,407
地 方 債	69,577	定 期 積 金	4,281
社 債	19,483	そ の 他 の 預 金	1,005
株 式	4,993	借 用 金	825
そ の 他 の 証 券	1,808	借 入 金	825
貸 出 金	503,563	そ の 他 負 債	4,823
割 引 手 形	47	未 払 費 用	359
手 形 貸 付	10,662	前 受 収 益	140
証 書 貸 付	476,482	従 業 員 預 り 金	237
当 座 貸 越	16,370	給 付 補 填 備 金	0
外 国 為 替	2,659	リ ー ス 債 務	697
外 国 他 店 預 け	2,659	資 産 除 去 債 務	89
そ の 他 資 産	6,338	そ の 他 の 負 債	3,297
前 払 費 用	39	賞 与 引 当 金	235
未 収 収 益	541	退 職 給 付 引 当 金	406
そ の 他 の 資 産	5,757	役 員 株 式 給 付 引 当 金	90
有 形 固 定 資 産	4,292	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	29
建 物	1,525	偶 発 損 失 引 当 金	441
土 地	2,373	シ ス テ ム 解 約 損 失 引 当 金	2,058
リ ー ス 資 産	384	事 業 再 編 関 連 引 当 金	47
その他の有形固定資産	8	繰 延 税 金 負 債	1,324
無 形 固 定 資 産	98	支 払 承 諾	768
その他の無形固定資産	98	負 債 の 部 合 計	885,204
前 払 年 金 費 用	834		
支 払 承 諾 見 返	768	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	▲ 8,288	資 本 金	13,017
		資 本 剰 余 金	9,681
		資 本 準 備 金	9,681
		利 益 剰 余 金	710
		利 益 準 備 金	3,426
		そ の 他 利 益 剰 余 金	▲ 2,715
		別 途 積 立 金	5,997
		繰 越 利 益 剰 余 金	▲ 8,713
		株 主 資 本 合 計	23,409
		その他有価証券評価差額金	▲ 6,513
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	▲ 6,513
		純 資 産 の 部 合 計	16,895
資 産 の 部 合 計	902,100	負債及び純資産の部合計	902,100

第 6 6 期 $\left(\begin{array}{cc} 2024\text{年} & 4\text{月} & 1\text{日} \\ 2025\text{年} & 3\text{月} & 31\text{日} \end{array} \right)$ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	13,889
資 金 運 用 収 益	9,107
貸 出 金 利 息	6,813
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,925
コ ー ル ロ ー ン 利 息	33
預 け 金 利 息	334
そ の 他 の 受 入 利 息	1
役 務 取 引 等 収 益	1,227
受 入 為 替 手 数 料	350
そ の 他 の 役 務 収 益	876
そ の 他 業 務 収 益	110
外 国 為 替 売 買 益	4
国 債 等 債 券 売 却 益	106
そ の 他 の 業 務 収 益	0
そ の 他 経 常 収 益	3,444
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	379
株 式 等 売 却 益	2,863
そ の 他 の 経 常 収 益	200
経 常 費 用	15,403
資 金 調 達 費 用	585
預 金 利 息	544
借 用 金 利 息	0
そ の 他 の 支 払 利 息	40
役 務 取 引 等 費 用	1,306
支 払 為 替 手 数 料	45
そ の 他 の 役 務 費 用	1,261
そ の 他 業 務 費 用	4,316
国 債 等 債 券 売 却 損	4,300
そ の 他 の 業 務 費 用	15
営 業 経 費	8,514
そ の 他 経 常 費 用	680
株 式 等 売 却 損	575
株 式 等 償 却	0
金 銭 の 信 託 運 用 損	26
そ の 他 の 経 常 費 用	77
経 常 損 失	▲ 1,513

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益	229
固 定 資 産 処 分 益	0
システム解約損失引当金戻入益	228
特 別 損 失	105
固 定 資 産 処 分 損	0
減 損 損 失	104
税 引 前 当 期 純 損 失	▲ 1,389
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	16
法 人 税 等 調 整 額	94
法 人 税 等 合 計	111
当 期 純 損 失	▲ 1,501

第 6 6 期 $\left(\begin{array}{l} 2024\text{年} \quad 4\text{月} \quad 1\text{日から} \\ 2025\text{年} \quad 3\text{月} \quad 31\text{日まで} \end{array} \right)$ 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本									評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金							利益剰余金合計
当 期 首 残 高	13,017	9,681	－	9,681	3,426	5,997	△ 7,211	2,211	－	24,910	△ 1,442	△ 1,442	－	23,467
当 期 変 動 額														
新 株 の 発 行														
剰 余 金 の 配 当							－	－		－				－
当 期 純 損 失							△ 1,501	△ 1,501		△ 1,501				△ 1,501
自 己 株 式 の 取 得									－	－				－
自 己 株 式 の 処 分							－	－	－	－				－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											△ 5,070	△ 5,070		△ 5,070
当 期 変 動 額 計 合	－	－	－	－	－	－	△ 1,501	△ 1,501	－	△ 1,501	△ 5,070	△ 5,070	－	△ 6,572
当 期 末 残 高	13,017	9,681	－	9,681	3,426	5,997	△ 8,713	710	－	23,409	△ 6,513	△ 6,513	－	16,895

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（2）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

（3）金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2（1）と同じ方法によっております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～50年

その他 2年～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

また、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

- ・破綻先：破産、会社更生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- ・実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている債務者
- ・破綻懸念先：現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が高い債務者
- ・要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者
- ・要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調又は不安定で、今後の管理に注意を要する債務者

・正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

- ① 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- ② 破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額（以下「非保全額」という）のうち、必要と認める額を以下のとおり計上しております。
イ 与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。
ロ 上記イ以外の債務者に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率を非保全額に乗じた額を貸倒引当金として計上しております。
- ③ 要管理先及び要注意先のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積み、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
- ④ 上記③以外の要管理先及び要注意先と正常先に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

（注） 1 倒産確率の算出におけるグルーピング

倒産確率の算出は、正常先 1 区分、要注意先 3 区分（要注意先上位、要注意先下位、要管理先）、破綻懸念先 2 区分の計 6 区分で行っております。

※要注意先は、債務者の信用力の総合的な判断、貸出条件緩和債権等の有無により区分しております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

正常先については今後 1 年間、要注意先及び要管理先については債権の平均残存期間に対応する期間、破綻懸念先については今後 3 年間の予想損失額を見込み、貸倒引当金を計上しております。（平均残存期間は、要注意先上位 60 ヶ月、要注意先下位 52 ヶ月、要管理先 36 ヶ月）

3 将来見込み等による倒産確率の補正及び決定方法

倒産確率は、直近 3 算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を比較のうえ決定しております。なお、直近 3 算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、営業関連部署から独立した資産査定部署が査定結果を決裁するとともに、監査部署が査定結果を監査しております。

（2）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

（4）役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、内規に基づき当行の取締役に対して信託を通じて給付する親会社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

(7) システム解約損失引当金

システム解約損失引当金は、当行と八十二銀行の合併に向け、現在利用しているシステムの中途解約に係る損失額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(8) 事業再編関連引当金

事業の再編等に伴う損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスクヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く）の解約、償還に伴う差損益については、「有価証券利息配当金」に計上しております。

会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

当行は、銀行業務を営んでおり貸出業務はその中核をなすものであります。貸借対照表上、貸出金、支払承諾等の資産の重要性は高く、貸倒引当金の計上は、当行の経営成績や財政状態に大きな影響を及ぼすことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しています。

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 8,288 百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 金額の算出方法

重要な会計方針「6. 引当金の計上基準（1）貸倒引当金」に記載のとおりです。

(2) 主要な仮定

① 債務者区分の判定やキャッシュ・フロー控除法及びキャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積りに利用した事業計画

債務者区分の判定やキャッシュ・フロー控除法及びキャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積りに利用した事業計画における販売予測、生産予測、経費予測及び債務返済計画等の将来見込みにおいて、主として以下の仮定を置いております。

- ・債務者の属する業種・業界等における需要の動向
- ・債務者の属する業種・業界等における原材料の供給量、資源価格の上昇及び円安の進行等に伴う物価高の影響
- ・債務者に対する取引先による支援の状況

こうした仮定のもと、足元の業績や将来の業績見通しを踏まえ、一部の債務者の債務者区分を見直すとともに、キャッシュ・フロー見積法やキャッシュ・フロー控除法におけるキャッシュ・フローによる回収可能額の見積りにもこれらの実態を反映して貸倒引当金を算定しております。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

当事業年度末の見積りに用いた仮定が変化した場合、債務者区分やキャッシュ・フロー控除法及びキャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積り額の変更等により、翌事業年度の計算書類に計上する貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

減損損失

当行は、関係当局の許可等が得られることを前提として、2026年1月1日に八十二銀行（親会社）との合併を予定しております。経営統合に伴う店舗の統廃合を決定していること、統合に向けた営業方針・資産運用方針の見直しにより、収益性が低下しております。このため、当期の損益計算書において重要な減損損失が計上されております。

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

減損損失 104 百万円

2. 主要な仮定

当事業年度の減損損失の測定には、正味売却価額を使用しております。正味売却価額は主として不動産鑑定評価額に基づいております。不動産鑑定評価は、不動産鑑定評価基準等に基づき、外部の専門家により実施されておりますが、評価に際しては、不動産の利用方法や不動産市況等の仮定が含まれております。

3. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

将来における不動産販売市況や物件の利用方法の変更等、当時年度末の見積りに用いた仮定が変化した場合には、正味売却価額の変動により、翌事業年度の計算書類に計上する減損損失に重要な影響を与える可能性があります。

システム解約損失引当金

当行は、八十二銀行（親会社）との合併に向け現在利用しているシステムの中途解約に係る損失見積額をシステム解約損失引当金として計上しております。

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

システム解約損失引当金 2,058 百万円

2. 主要な仮定

当事業年度のシステム解約損失引当金は、契約書の記載内容及び情報ベンダーから提供を受けた見積書に基づいて合理的に算定しておりますが、会計上の見積りに当たっては、システムの利用停止時期等の重要な仮定が含まれています。

3. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

システムの最終的な利用停止時期等、当時年度末の見積りに用いた仮定が変化した場合には、正味売却価額の変動により、翌事業年度の計算書類に計上するシステム解約損失引当金の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

（親会社との合併及び商号変更について）

当行は、関係当局の許認可が得られることを前提として、2026年1月1日に完全親会社である株式会社八十二銀行との合併を行うことを目指して、具体的な検討・準備を進めており、2023年12月15日に開催された八十二銀行（親会社）の取締役会において、両行の合併に関する事項が決議されました。

また、商号は株式会社八十二長野銀行に変更する予定であります。

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当行は、取締役（社外取締役を除く）に信託を通じて親会社の株式を交付する取引を行っております。

（1）取引の概要

当行は、取締役の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として親会社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して役員株式給付規程に従って、役位、業績、中期経営計画達成度等に応じて親会社株式および親会社株式の時価で換算した金額相当の金銭「親会社株式等」が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が親会社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

（2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する親会社株式を、時価により資産の部に株式として計上しております。当該親会社株式の時価及び株式数は、当事業年度76百万円、72,130株であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 76百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,110百万円
危険債権額	26,786百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	2,748百万円
合計額	32,644百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、47百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	2百万円
有価証券	5,156百万円

担保資産に対応する債務

預金	352百万円
借入金	800百万円
その他負債	237百万円

上記のほか、当座借越契約及び内国為替決済等の取引の担保として、預け金250百万円及びその他資産5,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金135百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、23,667百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが16,231百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 12,609百万円

7. 有形固定資産の圧縮記帳額 564百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,632百万円であります。

9. 親会社株式の金額 76百万円

10. 関係会社に対する金銭債権総額 3,003百万円

11. 関係会社に対する金銭債務総額 698百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	24 百万円
役務取引等に係る収益総額	13 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	5 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	6 百万円
役務取引等に係る費用総額	59 百万円
その他の取引に係る費用総額	116 百万円

2. 「その他業務費用」には、国債等債券売却損 4,300 百万円を含んでおります。これらは、親会社八十二銀行との合併に向けた、資産運用方針の統一に伴う、資産ポートフォリオの見直しにより生じたものであります。

3. 2026 年 1 月 1 日の株式会社八十二銀行との合併に伴う店舗統廃合を決定したこと、合併に向けた当行の営業体制、資産ポート・フォリオの見直しによる収益性の低下が生じたことから、次の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額 104 百万円を減損損失として計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失
長野県内	本店	動産、無形固定資産 及びリース資産	75 百万円 (うち動産 1 百万円) (うち無形固定資産 23 百万円) (うちリース資産 50 百万円)
長野県内	事業用店舗 4 か所	土地及び動産	1 百万円 (うち土地 0 百万円) (うち動産 0 百万円)
長野県内	ATM 及び 寮等 23 か所	土地、建物及び動産	27 百万円 (うち土地 5 百万円) (うち建物 21 百万円) (うち動産 0 百万円)
合計		土地、建物、動産、 無形固定資産及び リース資産	104 百万円 (うち土地 6 百万円) (うち建物 21 百万円) (うち動産 2 百万円) (うち無形固定資産 23 百万円) (うちリース資産 50 百万円)

事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位（ただし、同一建物内で複数店舗が営業している場合は、一体とみなす。）でグルーピングを行っております。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価額等にて合理的に算定しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行は、預金業務、貸出業務、為替業務及び有価証券投資などの銀行業務を中心とした金融サービス業務を行っております。公共性の高いこれらの銀行業務を行うにあたり、「コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、社会的責任と公共的使命を果たすこと」、「環境の変化に柔軟かつ迅速に対応し、持続的成長を図ること」、「『めざす銀行像』の実現に向けて果敢に挑戦し、企業価値の向上を図ること」などを経営計画の基本方針に掲げております。

当行の金融資産及び金融負債には、信用リスク、市場リスク（金利リスク、為替リスク、価格変動リスク）、流動性リスク等があります。

当行は、貸出金（資産）の健全性を維持・向上させ、適正な収益の確保を図るため、適切な信用リスク管理に努めております。また、金融経済環境の変化により発生する市場リスク、流動性リスクを回避し、収益の安定的な確保を図るため、資産及び負債を総合的に管理（ALM）しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する主な金融資産は、貸出金及び有価証券であります。当行の貸出金は、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し損害を被る信用リスクに晒されています。当行の貸出金は、主として長野県内の法人及び個人の取引先に対する貸出金であり、当事業年度の決算日現在における貸出金のうち93%は長野県内での貸出金であります。このため、当行が主たる営業基盤としている長野県の景気動向によっては、信用リスクが高まる可能性があります。また、業種別貸出状況では、各種サービス業、製造業、卸・小売業に対する貸出金の構成比が比較的高く、それらの業種の経営環境等に変化が生じた場合には、信用リスクが高まる可能性があります。

当行の保有する有価証券は、債券、株式、外国債券及び投資信託などであり、純投資目的、政策投資目的などで保有しております。これらの有価証券は、発行体の信用リスク及び市場リスク（金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等）に晒されています。

当行が保有する主な金融負債は、預金であります。当行の預金は、主として長野県内の法人及び個人の取引先からの預金であり、当事業年度の決算日現在における預金のうち98%は長野県内での預金であります。預金は、金利リスク及び流動性リスク（資金繰りリスク）に晒されています。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行は、信用リスク管理方針、信用リスク管理規程等に基づき信用リスクを管理しております。信用リスク管理の体制については次のとおりです。

イ 信用リスクに関する事項を協議するため、信用リスク委員会を設置し、信用リスク委員会規程に基づき信用リスク委員会を運営しております。

ロ 信用リスク管理の担当部署を融資統括部及び市場運用部とし、管理部門を融資統括部としております。

ハ 信用リスクを適切に管理するため、営業推進部門と信用リスク管理部門を分離するほか、与信監査部門による与信管理状況の監査を実施して、相互牽制機能を確保する体制としております。

ニ 貸出金等の信用供与について、大口与信先管理、業種別与信管理、地域別与信管理の手法により、与信ポートフォリオ管理を行っており、与信ポートフォリオ管理について定期的に信用リスク委員会に報告しております。

ホ 信用リスクを的確に評価・計測するため、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らして適切な信用格付を実施しております。また、信用格付に基づいた、信用リスク計測モデルにより、定期的に信用リスク量を計測、把握し、ポートフォリオ管理等の信用リスク管理を実施しております。

ヘ デリバティブ取引については、カウンターパーティリスクを軽減するために、一定以上の格付を持つ金融機関との取引としております。

② 市場リスクの管理

当行は、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等に基づき市場リスクを管理しております。市場リスク管理の体制については次のとおりです。

- イ 市場リスクを回避し、資産・負債を総合的に管理するためALM委員会を設置し、毎月1回開催しております。
- ロ ALM委員会では、金利及び為替予測に関する事項、市場リスクと流動性リスクの評価とコントロールに関する事項（BPV、VaR、ギャップ分析、シミュレーション分析等）、限度枠の設定・管理に関する事項等を付議しております。
- ハ 市場リスク管理の管理部門を市場運用部としております。
- ニ 市場リスクを適切に管理するため、市場リスク管理部門である市場運用部を、市場担当（フロントオフィス）、事務管理担当（バックオフィス）、市場リスク管理担当（部内ミドル）に職責を分離し、またリスク統括部リスク管理課をミドルオフィスとして相互牽制機能を確保する体制としております。
- ホ 市場リスク管理部門は、市場リスク管理方針に基づき、当行の内部環境（リスク・プロファイル、限度額の使用状況等）や外部環境（経済、市場等）の状況に照らし、市場リスクの状況を適切な頻度でモニタリングし、取締役会等へ報告しております。
- ヘ デリバティブ取引については、その利用目的及び種類等をリスク管理規程に定め、また、取引限度額、取引手続き等を制定の上、当該取引を行っております。また、デリバティブ取引の契約は、ALM委員会において策定された基本方針等に基づき行っており、その結果は、毎月行われるALM委員会に報告することとしております。

③ 流動性リスクの管理

当行は、流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規程等に基づき流動性リスクを管理しております。流動性リスク管理の体制については次のとおりです。

- イ 流動性リスクを回避し、資産・負債を総合的に管理するためALM委員会を設置し、毎月1回開催しております。
- ロ ALM委員会では、資金の運用及び調達に関する事項、市場リスクと流動性リスクの評価とコントロールに関する事項（BPV、VaR、ギャップ分析、シミュレーション分析等）、限度枠の設定・管理に関する事項等を付議しております。
- ハ 流動性リスク管理の管理部門を市場運用部及びリスク統括部としております。
- ニ 流動性リスクを適切に管理するため、資金繰り管理部門を市場運用部、流動性リスク管理部門をリスク統括部、リスク監査部門を監査部と明確に区分し、相互牽制機能を確保する体制としております。
- ホ 流動性リスク管理部門は、流動性リスク管理方針に基づき、資金繰り管理部門からの報告、リスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集・分析し、それらの動向について継続的にモニタリングを行い、取締役会等へ報告しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注 1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
その他有価証券	218,952	218,952	—
(2) 貸出金	503,563		
貸倒引当金（＊1）	△9,232		
	494,331	483,119	△11,211
資産計	713,283	702,072	△11,211
(1) 預金	874,151	873,810	△341
(2) 借入金	825	824	△1
負債計	874,977	874,634	△342

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注 1）市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式（＊1）（＊2）	820
② その他の証券（＊3）	1,808
合計	2,628

（＊1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 令和 2 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（＊2）当事業年度において、非上場株式について 0 百万円減損処理を行っております。

（＊3）組合出資金については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 令和 3 年 6 月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券(その他有価証券)				
株式	4,172	—	—	4,172
国債	125,719	—	—	125,719
地方債	—	69,577	—	69,577
社債	—	15,850	3,632	19,483
資産計	129,892	85,427	3,632	218,952

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	483,119	483,119
資産計	—	—	483,119	483,119
預金	—	873,810	—	873,810
借入金	—	824	—	824
負債計	—	874,634	—	874,634

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき主にレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関から提示された価格又はモデルに基づき算定された価格によっており、算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に分類しております。

自行保証付私募債等は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割引いた割引現在価値により時価を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル２の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値等を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション等）、債券関連取引（債券先物オプション等）、クレジット・デリバティブ取引等であり、店頭取引が大部分を占めており、割引現在価値技法やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。店頭取引の価額を算定する評価技法に使用されるインプットは主に金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル２の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３の時価に分類しております。

（注２）時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

（１）重要な観察できないインプットに関する定量的情報（２０２５年３月３１日）

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの 範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
私募債	割引現在価値技法	倒産確率	0.2％—3.1％	0.6％

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2025 年 3 月 31 日)

(単位: 百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他有価証券評価差額金		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル 3 の時価への振替	レベル 3 の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益 (※) 1
		損益に計上 (※) 1	その他有価証券評価差額金に計上					
有価証券								
私募債	5,305	—	△66	△1,606	—	—	3,632	—

(※ 1) 損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行は、総合企画部及び市場運用部が、時価の算定に関する方針及び手続、時価評価モデルの使用に係る手続を定めております。リスク統括部は、当該モデルの妥当性を確認し、使用するインプット及び算定結果としての時価が方針及び手続に準拠しているか妥当性を確認しております。また、総合企画部及び市場運用部は当該算定結果に基づき時価のレベルの分類について判断し、リスク統括部は時価のレベルの分類について妥当性を確認しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは倒産確率であります。倒産確率は、倒産事象が発生し、契約金額を回収できない可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2025 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券 (2025 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2025 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

4. その他有価証券 (2025 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	4,091	1,111	2,979
	債券	1,214	1,203	10
	国債	1,214	1,203	10
	小 計	5,305	2,315	2,990
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	80	97	△ 16
	債券	213,565	223,052	△ 9,487
	国債	124,505	126,021	△ 1,516
	地方債	69,577	77,429	△ 7,852
	社債	19,483	19,601	△ 117
	小 計	213,646	223,150	△ 9,503
合計		218,952	225,466	△ 6,513

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	820
その他の証券	1,808
合計	2,628

組合出資金については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 令和 3 年 6 月 17 日) 第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	22,687	2,848	△ 575
債券	49,111	103	△ 3,972
国債	1,090	92	—
地方債	32,816	—	△ 2,813
社債	15,203	10	△ 1,159
その他	2,579	18	△ 327
合計	74,378	2,970	△ 4,876

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に対して50%程度以上下落した場合としております。また、時価が取得原価に対し、30%以上50%未満下落した場合は、過去一定期間において時価が取得原価を上回らない場合、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理を行うものとしております。ただし、債券は、格付の著しい低下があった場合など、信用リスクの増大に起因した場合に、減損処理を行うものとしております。

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	—	△ 26

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	5,138
貸倒引当金	2,503
固定資産（非償却資産）の減損	1,295
減価償却費（償却資産の減損含む）	358
システム解約損失引当金	645
有価証券評価損	84
偶発損失引当金	138
退職給付引当金	127
リース債務	190
その他	<u>251</u>
繰延税金資産小計	<u>10,734</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	<u>△ 5,138</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△ 5,595</u>
評価性引当額小計	<u>△10,734</u>
繰延税金資産合計	<u>—</u>
繰延税金負債	
前払年金費用	△ 261
リース資産	△ 120
子会社株式売却益	△ 900
その他	<u>△ 41</u>
繰延税金負債合計	<u>△ 1,324</u>
繰延税金負債の純額	<u>△ 1,324</u> 百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.45%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.35%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債は37百万円増加し、法人税等調整額は37百万円増加しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	銀行業務
預金・貸出業務	438
証券関連業務	3
為替業務	350
代理業務	198
投資信託販売関係業務	167
保険販売関係業務	50
その他	46
顧客との契約から生じる収益	1,255
その他の収益	12,633
外部顧客に対する経常収益（注）	13,889

（注） 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(関連当事者情報)

関連当事者との取引については、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称 または氏名	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
役員及びその 近親者	田原 謙治	—	当行取締役	資金の貸付 (注1)	18 (平均残高)	貸出金	15
役員及びその 近親者	田原 淳二	—	当行取締役の 弟	資金の貸付 (注1)	19 (平均残高)	貸出金	20
役員及びその 近親者	堀川 伸二	—	当行監査役	資金の貸付 (注1)	13 (平均残高)	貸出金	10

(注) 1 貸出金利については、一般の取引と同様で行っております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1,861円79銭

1株当たりの当期純損失金額 165円46銭

第66期 附属明細書

〔 2024年4月 1日から
2025年3月31日まで 〕

株 式 会 社

長 野 銀 行

第66期 $\left[\begin{array}{l} 2024\text{年} \quad 4\text{月} \quad 1\text{日から} \\ 2025\text{年} \quad 3\text{月} \quad 31\text{日まで} \end{array} \right]$ 附属明細書

住 所 長野県松本市渚2丁目9番38号
株 式 会 社 長 野 銀 行
取締役頭取 西澤 仁志

目 次

1 計算書類に関する事項

- (1) 有形固定資産及び無形固定資産
- (2) 引当金
- (3) 営業経費
- (4) その他の重要な事項

2 事業報告に関する事項

- (1) 会社役員の兼職の状況
- (2) その他の重要な事項

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加高	当 期 減少高	当 期 償却額	当期末 残 高	償 却 累計額	償 却 累計率
有形固定資産							%
建物	1,654	23	22 (21)	130	1,525	9,556	86.23
土地	2,380	—	7 (6)	—	2,373	3,994	62.72
リース資産	407	—	—	22	384	1,343	77.72
その他の有形固定資産	9	4	2 (2)	2	8	2,833	99.68
有形固定資産計	4,451	28	31 (30)	155	4,292	17,728	80.50
無形固定資産							
ソフトウェア	—	24	23 (23)	0	—	3,269	100.00
リース資産	—	52	50 (50)	2	—	152	100.00
その他の無形固定資産	98	0	0 (—)	0	98	193	66.28
無形固定資産計	98	77	73 (73)	3	98	3,615	97.34

- (注) 1 上記当期減少高欄の(内書)は、当期の減損損失額であります。
- 2 償却累計額は、減価償却累計額と減損損失累計額の合計額を記載しております。また、償却累計率は、取得価額に対する償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合を記載しております。
- 3 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。また、償却累計率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(以下の各表においても同様であります。)

(2) 引当金

(単位：百万円)

区 分	当期首 残 高	当 期 増加額	当期減少額		当期末 残 高	計上理由及び算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金	8,938	8,288	270	※8,668	8,288	※洗替による取崩額
賞与引当金	338	235	338	—	235	
役員株式給付引当金	97	13	19	—	90	
睡眠預金払戻損失引当金	83	29	24	※58	29	※洗替による取崩額
偶発損失引当金	479	441	—	※479	441	※洗替による取崩額
システム解約損失引当金	2,287	2,058	—	※2,287	2,058	※洗替による取崩額
事業再編関連引当金	48	—	0	—	47	
計	12,272	11,066	654	11,492	11,192	

(3) 営業経費

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	4,163
退 職 給 付 費 用	91
福 利 厚 生 費	53
減 価 償 却 費	159
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	205
営 繕 費	32
消 耗 品 費	91
給 水 光 熱 費	103
旅 費	16
通 信 費	415
広 告 宣 伝 費	101
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	79
租 税 公 課	554
そ の 他	2,445
計	8,514

(4) その他の重要な事項

該当ありません。

2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の兼職の状況

区 分	氏 名	兼職法人等名	役 職	摘 要
取 締 役	浅井 隆彦	株式会社八十二銀行	取締役会長	2023年6月就任
取 締 役	内川 小百合	学校法人秋桜会 丸の内ビジネス専門学校	理事長・学校長	
		キッセイ薬品工業株式会社	社外取締役	2020年6月就任
		アルピコホールディングス株式会社	社外監査役	2023年6月就任
取 締 役	井口 彰	—	—	2023年1月26日 株式会社マル井 代表取締役社長退任
取 締 役	野本 博之	野本公認会計士事務所	代表	公認会計士
		安曇野市監査委員	監査委員	2021年11月就任
監 査 役	神戸 美佳	神戸法律事務所	所長	弁護士
		長野県公文書審議会	会長	2020年7月就任
		株式会社ヤマウラ	社外取締役 (監査等委員)	2023年6月就任
		長野県人事委員会	委員	2023年10月就任
監 査 役	轟 速人	轟税務会計事務所	所長	公認会計士、 税理士

(2) その他の重要な事項

該当ありません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株 式 会 社 長 野 銀 行
監 査 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
長 野 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

陸田雅彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

朽木利宏

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

石坂武嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社長野銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、親会社の監査役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

イ 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

ロ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

ハ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

イ 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

ロ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

ハ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、内部通報制度の運用面において一部改善の必要性が認められており、その取組状況を注視していきたいと考えております。

二 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当

社の利害を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘する事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2025年 5 月26日

株式会社 長野銀行 監査役会

常勤監査役 堀 川 伸 二



社外監査役 神 戸 美 佳



社外監査役 轟 速 人 印



監 査 報 告 書

2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、親会社の監査役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- イ 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ロ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ハ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
なお、事業報告に記載のとおり、内部通報制度の運用面において一部改善の必要性が認められており、その取組状況を注視していきたいと考えております。
- ニ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利害を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘する事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社 長野銀行

常勤監査役 堀 川 伸 二



監 査 報 告 書

2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、親会社の監査役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- イ 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ロ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ハ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
なお、事業報告に記載のとおり、内部通報制度の運用面において一部改善の必要性が認められており、その取組状況を注視していきたいと考えております。
- ニ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利害を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘する事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社 長野銀行

社外監査役 神戸美佳



監 査 報 告 書

2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、親会社の監査役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

イ 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

ロ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

ハ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

なお、事業報告に記載のとおり、内部通報制度の運用面において一部改善の必要性が認められており、その取組状況を注視していきたいと考えております。

ニ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利害を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘する事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社 長野 銀行

社外監査役 轟

速

